

厚生労働省発生食 0904 第 1 号
令和元年 9 月 4 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタ
MON88701×MON88913 系統



除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタ
MON88701×MON88913 系統に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタ MON88701×MON88913 系統」については、令和元年 8 月 20 日付けで日本モンサント株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、安全性審査を経た旨の公表がなされた品種同士の掛け合わせ品種として報告されている MON88701×MON88913 系統ワタ(陸地ワタ)が持つ除草剤耐性遺伝子を交雑育種法によりピマワタへ導入されたものである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来のピマワタと相違ない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請等	申請先
米国	陸地ワタの安全性評価結果をピマワタへ適応	米国食品医薬品庁（FDA）
カナダ	陸地ワタの安全性評価結果をピマワタへ適応	カナダ保健省（HC）
オーストラリア・ニュージーランド	陸地ワタの安全性評価結果をピマワタへ適応	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）